

2021年1月4日

## 吸収分割に係る事後備置書類

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ  
代表取締役 小林 雄二

株式会社テー・オー・ダブリュー  
代表取締役 秋本 道弘

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ（住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル。以下、「T2C」といいます。）及び株式会社ティー・オー・ダブリュー（住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル。以下、「TOW」といいます。）は、2020年10月15日付け吸収分割契約書に基づき、2021年1月1日を期して、T2Cの関西支社及び名古屋支社における事業に関して有する権利義務をTOWに承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第791条第2項及び会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収分割が効力を生じた日 [会社法施行規則第189条第1号]

本分割は、2021年1月1日に効力を生じました。

### 2. 吸収分割会社（T2C）における手続きの経過 [会社法施行規則第189条第2号]

#### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割をやめることの請求）

TOWはT2Cの発行するすべての株式を保有しており、会社法第784条の2の規定による請求はありません。

#### （2）会社法第785条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

TOWは会社法第784条第1項本文に規定する場合におけるT2Cの特別支配会社に該当するため、T2Cにおいて同法第785条による手続きを行っておりません。

#### （3）会社法第787条の規定による手続きの経過（新株予約権買取請求）

T2Cは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権がないため、T2Cにおいて同法第787条による手続きを行っておりません。

#### （4）会社法第789条の規定による手続きの経過（債権者の異議申述）

本分割による債務の承継については、すべて併存的債務引受の方法によったことから、T2Cにおいて会社法第789条による手続きを行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（TOW）における手続きの経過 [会社法施行規則第 189 条第 3 号]

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割をやめることの請求）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、TOW において同法第 796 条の 2 による手続きを行っておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

TOW は、2020 年 11 月 18 日に株主に対し吸収分割を行う旨の電子公告を行いました。所定の期間内に本分割に反対する旨を通知した株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過（債権者の異議申述）

TOW は、2020 年 11 月 18 日付け官報に吸収分割公告を掲載し、また 2020 年 11 月 18 日から 2020 年 12 月 18 日までの間継続して電子公告を行いました。所定の期限内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 [会社法施行規則第 189 条第 4 号]

TOW は、2021 年 1 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、T2C の関西支社及び名古屋支社における事業に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継いたしました。なお、承継資産の額は、25 百万円（概算）、承継負債の額は、25 百万円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 [会社法施行規則第 189 条第 5 号]

本分割による T2C 及び TOW の変更登記申請は、2021 年 1 月 4 日に行っております。

6. その他吸収分割に関する重要な事項 [会社法施行規則第 189 条第 6 号]

該当する事項はありません。

以 上